

## 日程第 2 議案第 1 号

熊谷市立地域会館条例の施行期日を定める規則

熊谷市立地域会館条例（令和 7 年条例第 5 5 号。以下「条例」という。）の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 条例附則第 3 項（熊谷市公民館条例（平成 1 7 年条例第 1 0 3 号。以下「公民館条例」という。）別表中「佐谷田 3 4 7 番地 1」を「佐谷田 3 6 6 番地 1」に、「代 5 8 5 番地 1」を「代 5 8 6 番地 5」に、「大麻生 1 0 1 0 番地」を「大麻生 1 0 1 2 番地 1」に、「三ヶ尻 2 8 6 8 番地 1」を「三ヶ尻 2 8 7 0 番地 2」に改める部分を除く。）及び第 4 項（熊谷市公民館使用条例（平成 1 7 年条例第 1 0 4 号。以下「使用条例」という。）第 1 条中「、熊谷市佐谷田公民館」、「、熊谷市大幡公民館」、「、熊谷市大麻生公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削る部分並びに別表の 1 熊谷東公民館等の表佐谷田公民館の項、大幡公民館の項、大麻生公民館の項及び三尻公民館の項を削る部分を除く。）の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 条例附則第 4 項（使用条例第 1 条中「、熊谷市大麻生公民館」を削る部分及び別表の 1 熊谷東公民館等の表大麻生公民館の項を削る部分に限る。）の規定 令和 8 年 5 月 1 日
- (3) 条例附則第 4 項（使用条例第 1 条中「、熊谷市大幡公民館」を削る部分及び別表の 1 熊谷東公民館等の表大幡公民館の項を削る部分に限る。）の規定 令和 8 年 6 月 1 日
- (4) 条例附則第 4 項（使用条例第 1 条中「、熊谷市佐谷田公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削る部分並びに別表の 1 熊谷東公民館等の表佐谷田公民館の項及び三尻公民館の項を削る部分に限る。）の規定 令和 8 年 7 月 1 日

(5) 条例第2条中熊谷市立大幡会館及び熊谷市立大麻生会館の名称及び位置を定める部分並びに条例附則第3項（公民館条例別表中「代585番地1」を「代586番地5」に、「大麻生1010番地」を「大麻生1012番地1」に改める部分に限る。）の規定 令和8年8月1日

(6) 条例第2条中熊谷市立三尻会館及び熊谷市立佐谷田会館の名称及び位置を定める部分並びに条例附則第3項（公民館条例別表中「佐谷田347番地1」を「佐谷田366番地1」に、「三ヶ尻2868番地1」を「三ヶ尻2870番地2」に改める部分に限る。）の規定 令和8年9月1日

(7) 前各号に掲げる規定以外の規定 令和8年8月1日

#### 附 則

第2号から第4号までの規定により廃止の日を定める施設については、その廃止後（第2号及び第3号に対しては第5号、第4号に対しては第6号の規定によりそれぞれ供用開始の日を定める施設が供用開始となるまでの間に限る。）においても行政財産の貸付け、使用又は収益（以下この項において「使用許可」という。）の対象とすることができる。この場合における使用許可の手続については、使用条例の例による。

## 日程第 2 議案第 2 号

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立文化センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 7 号（第 17 条関係）及び様式第 8 号（第 17 条関係）を次のように改める。

別表様式第 7 号中使用料の部小学校入学前、小学生、中学生の款中「小学校入学前」を削り、同 50 円の項中「50 円」を「100 円」に改める。

別表様式第 7 号中使用料の部高校生、大学生、一般の款 100 円の項中「100 円」を「200 円」に改める。

別表様式第 8 号中使用料の部小学校入学前、小学生、中学生の款中「小学校入学前」を削り、同 50 円の項中「50 円」を「100 円」に改める。

別表様式第 8 号中使用料の部高校生、大学生、一般の款 100 円の項中「100 円」を「200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表様式は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

**日程第2 議案第2号の参考資料**

熊谷市立文化センター施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市立文化センター施行規則（平成17年教育委員会規則第38号）

改 正 案															
<p>様式第7号(第17条関係)</p> <p style="text-align: center;">プラネタリウム館団体利用申込書</p> <p>熊谷市立文化センター プラネタリウム館長 宛</p> <p>次のとおり団体利用したいので申し込みます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">係</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">係長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">副館長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">館長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付</td> <td style="text-align: center;">. . .</td> <td style="text-align: center;">許可</td> <td style="text-align: center;">. . .</td> <td></td> </tr> </table>							係	係長	副館長	館長	受付	. . .	許可	. . .	
	係	係長	副館長	館長											
受付	. . .	許可	. . .												
※太わくの中だけご記入ください	申請団体	所在地	電話												
		団体名	代表者名												
		引率者数	引率責任者名												
		人員 (引率者を除く。)	学年 (学校の場合のみ)	第	学年										
		利用希望日時	年 月 日( 曜日) 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後												
		利用希望時間	午 前 時 分～ 午 前 時 分 後 後												
		使用料	小学生、中学生	100円×	人=	円									
			高校生、大学生、一般	200円×	人=	円									
	合 計				円										

(下線部分は改正部分)

現 行

様式第7号(第17条関係)

プラネタリウム館団体利用申込書

熊谷市立文化センター

プラネタリウム館長 宛

次のとおり団体利用したいので申し込みます。

受付 . . . 許可 . . .

係	係長	副館長	館長

※太わくの中だけご記入ください

申請団体	所在地	電話		
	団体名	代表者名		
引率者数	引率責任者名			
人員 (引率者を除く。)	学年 (学校の場合のみ)		第	学年
利用希望日時	年 月 日( 曜日) 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後			
利用希望時間	午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後			
使用料	小学校入学前、小学生、中学生	50円 ×	人 =	円
	高校生、大学生、一般	100円 ×	人 =	円
	合 計			

## 改 正 案

様式第8号(第17条関係)

### プラネタリウム館団体利用許可書

受付 . . . 許可 . . .

申請 団 体	所在地	電話		
	団体名	代表者名		
	引率者数	引率責任者名		
	人員 (引率者を除く。)	学年 (学校の場合のみ)	第	学年
	利用希望日時	年 月 日( 曜日)午 前 時 分から午 前 時 分まで 後 後		
	利用希望時間	午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後		
使 用 料	小学生、中学生	100円×	人=	円
	高校生、大学生、一般	200円×	人=	円
	合 計			円

上記のとおり団体利用を、許可します。

熊谷市立文化センター  
プラネタリウム館長

印

(下線部分は改正部分)

現 行

様式第8号(第17条関係)

プラネタリウム館団体利用許可書

	受付	・ ・	許可	・ ・
申請 団体	所在地	電話		
	団体名	代表者名		
引率者数		引率責任者名		
人員 (引率者を除く。)		学年 (学校の場合のみ)	第	学年
利用希望日時	年 月 日( 曜日)午 前 時 分から午 前 時 分まで 後 後			
利用希望時間	午 前 時 分～午 前 時 分 後 後			
使用料	小学校入学前、小学生、中学生	50円×	人=	円
	高校生、大学生、一般	100円×	人=	円
	合 計			円

上記のとおり団体利用を、許可します。

熊谷市立文化センター  
プラネタリウム館長

印